

◇村 田 薫 君

○議長（後松一成君） 5番の村田 薫君の一般質問を許可いたします。5番、村田 薫君。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。一般質問をいたします。

質問事項は、下水処理の疑問点について3点伺います。

1点目は、負担金料金の面からです。現在、当町の下水道処理は公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の三つの方法で行われております。受益者負担や使用料に差異が生じております。まず、公共下水道の受益者負担は平均11万円、使用料は年間で6万円となっており、補助金はありません。次に、農業集落排水は6区域で実施されておりますが、受益者負担に相当する加入金が、仙南区域21万4,000円、千畑区域ではありません。使用料は年間平均4万円となっており、補助金はなしとなっております。次に、合併浄化槽につきましては、補助金が槽の大きさにより47万5,000円から100万円、104万4,000円までありまして、さらに法定検査料は10年間、費用相当額が補助されております。使用料は年間平均約1万8,000円でした。同じ町内に居住し納税しているにもかかわらず、受益者負担料と使用料の差異に町民が疑問を感じております。負担の均等化について手法の研究、検討を期待するところです。当局の明快な考えをお伺いいたします。

2点目は、環境面からです。合併浄化槽の消毒薬品が混合した終末排出先、それが野菜畑や稲作田に流入しても農作物に影響はないものか。また、六郷の七滝地区におきましては排水路に流せないため用水路に流しているケースがありました。上流で用水路に排出されたこの水を下流で家庭に引き込みまして飲料などの生活用水に利用している家もあり、設置許可などについて厳格な基準が必要と思われまます。なお、この地域の上水道の完成予定は平成24年、下水道につきましては未定であり、早期完成を望む声が多く、見直しを含め町側の考えを伺います。

3点目は、遵守の面からです。浄化槽の既設区域に公共下水道が設置された場合、3年以内とか速やかに接続するなどの誓約書を書いておりますが、ほとんどの家庭では接続されておられません。この際、接続への助成など、また接続しないためのペナルティ的な指導はないものかについてお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 5番の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

下水処理の疑問点についてですが、ご指摘のとおり、町内は3方法で下水処理されてお

ますが、公共下水道は主に都市地域の健全発展と公衆衛生推進の目的で整備し、県南部流域下水道事務所が終末処理場を設置、運営しております。また、農業集落排水については、農村部における都市化の進展に伴う農業用排水の水質汚濁防止等の目的で整備し、おおむね1,000人以下の処理人口単位で市町村等が処理場を設置、運営しております。このほかの地域については各世帯が合併浄化槽を設置し、処理されております。ちなみに公共下水道は旧六郷町のおおむね6,000人を対象に計画を推進中です。農業集落排水は旧千畑町、旧仙南村にそれぞれ3施設ずつあり、約5,000人を対象に整備されております。合併浄化槽は町内に1,273基が設置されている状況です。

さて、ご指摘のとおり、公共下水道と農業集落排水施設については負担金及び使用料に違いがあるわけですが、終末処理形態及び処理施設の維持管理運営に大きな違いがあることから、同一視することは不合理との判断で公共下水道の負担金及び使用料は現行のとおりとする旨、合併協議で決定されているところです。また、農業集落排水施設の旧千畑町分と旧仙南村分の差異については、既加入者と今後加入者との公平性担保などの観点から、当分の間、現行のとおりとし、段階的に調整を図ることが合併協議で決定されております。

また、それら施設と合併浄化槽とでは整備に際しての公費負担額、それから維持管理運営への公費支出などの観点で大きな格差がありますので、そもそも同一視点で論じることはできないものと認識しております。そうしたことから、住民負担の均等化については違う処理方法間での均等化はできませんが、農業集落排水間の均等化については合併協議の方針を踏まえ、今後、調整してまいりたいと存じます。

次に、六郷地区の簡易水道の早期完成についてですが、まず合併処理浄化槽の処理能力は生物化学的酸素要求量、通称BODと言いますが、その除去率が90%以上で1リットル当たりの基準が20ミリグラム以下ということで下水道の終末処理場と同等の能力があります。その処理過程において最終段階で大腸菌を滅菌するために塩素消毒を行っておりますが、その濃度といえますのは水道水と同等の基準、塩素濃度が1リットルに対して0.1ミリグラムですが、その消毒を行っております。そして、それが用排水に合流しますとさらに希釈されるため、それら排水が農作物に影響を与えることはないと理解しております。したがって、適切に使用している合併処理浄化槽の排水についてはご安心いただきたいと存じます。さらにこうした能力を維持していくために清掃業者と維持管理契約を結ぶとともに、年1回の浄化槽の水質に関する検査が義務づけられており、これを怠ると罰せられるというふうになっておりますのであわせてご理解いただきたいと存じます。

ご質問の七滝地区に関しては一部の飲料水等に関してお困りの世帯があるようですが、どのような対策があるのか調査検討してまいりたいと存じます。

なお、水道整備については多大な経費がかかりますので国等と予算面での調整を図るとともに、地元説明会を開催し、年次計画で事業展開しております。そのため、計画変更には事業予算の確保と地元理解が必要となりますので、そうしたことを踏まえて早期完成に十分に検討してまいりたいと存じます。また、早期完成には受益世帯の早期加入も前提となりますので、早期加入あるいは加入率向上に向けて議員からもお力添えをいただき、事業を円滑に推進してまいりたいと存じます。

最後に、公共下水道への加入の件ですが、下水道認可区域で浄化槽を設置している世帯からはご指摘のとおり、下水道に加入する旨の約束をいただいております。また、下水道法第11条の3第1項には、供用開始を公示した日から3年以内に水洗便所への改造と汚水管の下水道への接続をしなければならないことが明記されているとともに、同項3号には下水道管理者は第1項の規定に違反している者に対し相当の期間を定めて水洗便所に改造するべきことを命じることができる。ただし、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合など相当の理由があると認められる場合はこの限りではないとの記述があります。そのため、法に基づき早期に下水道に接続していただくよう町では水洗便所改造資金融資あっせん要項を定め、資金調達に便宜を図りながらその促進に努めているところであります。また、ご指摘のペナルティーについては、同法第48条に第11条の3第3項の規定による命令に違反した者には30万円以下の罰金に処するとの記述があります。現在のところ、こうした条文適用の事例はありませんが、今後、こうした条文の存在を認識しながら浄化槽から下水道に切りかえるよう指導に努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 5番の再質問を許可いたします。村田 薫 君。

○5番（村田 薫君） 再質問を2点いたします。専門的な問題でございまして担当課長にお伺いいたします。

1点目、合併浄化槽の月々の管理を町で実施すれば、家庭、または町からの補助金としての持ち出しがかなり軽減されるのではないかと思います。

2点目、浄化槽の終末流出先の水路に水が通常流れていないとか、水路の勾配が少なく排水が常に停滞しておうなどの苦情が聞かれます。解決対策についてお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 5番、質問の1の問題は補助金を出すか出さないかという問題でございますから、建設課長ではちょっと答弁は無理じゃないですか。町長でもいいですか。（「結構です、お願いします」の声あり）

答弁を求めます。1番の問題について、松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問に対してお答えいたします。

今現在、合併処理浄化槽については、各家庭が責任を持って管理をし、各家庭が導入しております。町で実施しますと、これまでの導入した1,200を超える合併処理浄化槽との取り扱いが大きく異なることとなり、合併処理浄化槽の今後の整備方針、あるいは下水処理に対する町の方向性が大きく転換することによって住民に要らぬ不安を与えるものと存じますので、そうした方針の転換はしないものでありますので、したがって、そういった補助についてもそういうふうな考え方で臨みたいというふうに思います。

2点目の問題も私の方で答弁させていただきます。浄化槽の終末処理先の水路に水が流れていないということについては、先ほど答弁で申しましたが、浄化槽から排出される水がきちんと処理された水であるということから、基本的には水質は浄化されている水であります。したがって、水が流れていないとそこにさまざまな悪臭等が漂うということはないだろうというふうに認識しております。また、仮に悪臭があるとすれば、浄化槽の水ではなくて浄化されていない水がその水路に流れることによって生じるものではないかと推察いたしますので、現況を見まして極力浄化槽あるいは下水道に接続していただくよう町の方として指導に努めたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） 5番。

○5番（村田 薫君） 以上を持ちまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後松一成君） 5番の村田 薫君の一般質問を終了いたします。